

議会 だより 平成30年 第2回 臨時会

平成30年田原本町議会「第2回臨時会」が4月27日に開かれました。

議案概要

《報告を受けた案件》

○町長の専決事項の指定についての報告
賠償事故に係る賠償額の決定についての報告

《承認した案件》

○田原本町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分の報告（全員賛成）
町長の権限に属する分掌事務の改正を行うもの

○田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告（全員賛成）

○田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告（全員賛成）

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの

○田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告（全員賛成）

地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大を図るため、軽減判定所得の算定式の一部等を改正するもの

○田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告（賛成多数）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童支援員の基礎資格の拡大を図る等の基準の改正を行うもの

○田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告（全員賛成）

厚生労働省令の改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護の指定基準の緩和等の所要の改正を行うもの

《可決した案件》

○平成30年度田原本町一般会計補正予算（第1号）（賛成多数）

中学校給食施設等建設工事の入札の執行取消に伴い、積算内容を見直し、当該工事予算を増額するもの

問 議会事務局 ☎ 34・2119

町内で受診できる歯科医療機関

| 歯科医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|-----------|-----------|
| 上田歯科医院 | 195-3 | ☎ 32-6681 |
| おかもと歯科医院 | 八尾 555-5 | ☎ 33-8480 |
| 片岡歯科医院 | 薬王寺 145-4 | ☎ 33-3777 |
| 木虎歯科 | 宮森 179-1 | ☎ 34-5771 |
| 坂本歯科医院 | 233-2 | ☎ 32-0222 |
| さくら歯科 | 200 | ☎ 32-6480 |
| 西川歯科医院 | 674 | ☎ 32-2054 |
| はつおか歯科 | 秦庄 458-7 | ☎ 32-2405 |
| 堀口歯科 | 125-3 | ☎ 33-3380 |
| 松原歯科医院 | 阪手 531 | ☎ 32-2550 |
| 宮川歯科医院 | 宮森 292 | ☎ 32-2518 |
| 安井歯科医院 | 秦庄 426-1 | ☎ 33-5252 |
| 山本歯科医院 | 新町 210-7 | ☎ 32-0212 |

※休診などの場合がありますので、あらかじめ歯科医療機関にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 後期高齢者口腔健診「お口の健康診査」 が始まります

県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 29・8430
町住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095

お口の健康診査は、高齢者の健康を保持・増進し、生活の質（QOL）の向上を図り、健康寿命を延ばすことを目的として実施します。

健診対象者 75歳・80歳・85歳（平成30年4月1日現在）の後期高齢者医療被保険者

費用 無料
実施期間 6月1日（金）～11月30日（金）

受診方法 県歯科医師会に所属する県内の歯科医療機関で受診。事前に電話などで歯科医療機関へお申し込みいただき、受診の当日に受診券（ハガキ）・被保険者証をお持ちください。
※町内で受診できる歯科医療機関は左表のとおりです。

※受診券は県後期高齢者医療広域連合から対象者に送付されます。

特定健康診査の概要

※詳しくは、5月下旬に送付した案内（青色封筒）をご覧ください。



| | | | |
|---------|---|--------------|---|
| 対象 | 40～74歳の町国民健康保険に加入している人 (75歳になる人は誕生日の前日までしか受けられません) ※現在定期的に医療機関を受診している人も対象となります。 ※町国民健康保険以外の特定健康診査は、加入している保険者へお問い合わせください。 | | |
| 検査内容 | ●身体診察（診察、問診、身体計測、腹囲測定、血圧測定） ●尿検査（尿たんぱく・尿糖） ●血液検査（肝機能、血糖、脂質、腎機能） ●貧血検査 ●心電図 ※集団健診を受ける場合、眼底検査を実施します（無料）。 | | |
| 費用 | 無料（今年度から無料で受けられます！） ※眼底検査を別の医療機関で受けた場合、別途費用が必要になることがあります。 | | |
| 持ち物 | ●特定健康診査受診券 ●被保険者証 ●質問票（自宅でご記入ください） | | |
| 実施日程・場所 | 個別健診 | 期間 | 6月1日(金)～平成31年1月31日(木) |
| | | 場所 | 県内の実施医療機関 |
| | 集団健診 | 日程 | 8月4日(土)、9月8日(土)、 10月13日(土)・14日(日)注 11月18日(日)、12月8日(土) |
| | | 受付時間 | 午前9時～11時 ※10月13日(土)・14日(日)は午前8時30分～11時 |
| | 場所 | 町民ホール（町役場西側） | |

注 10月13日(土)・14日(日)は、特定健診とがん検診※（胃・肺・大腸・乳・子宮がん）を同時に受診する人のみが対象となります。
※受診したいがん検診を選択できます。（別途料金が必要）
がん検診に関する問い合わせ先 保健センター ☎ 33-8000

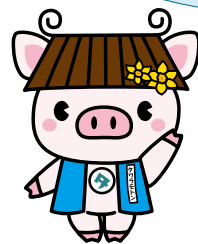
特定健診を受診すると、人間ドックの助成（事前申請が必要）は受けられません。

生活習慣病の予防と早期発見のために毎年受診しましょう
高血圧・脂質異常・高血糖といった生活習慣病は、動脈硬化（血管の老化）を加速させ自覚症状がほとんどありません。また、この状態を放っておくと動脈硬化が進み、糖尿病の合併症・脳卒中・心筋梗塞などの重大な疾患につながります。年に一度の特定健診で自分の健康を守りましょう。

40～74歳の国民健康保険加入者の皆さんへ
平成30年度特定健診・特定保健指導が始まります

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

特定健診受診者全員に歯ブラシセットをプレゼント！
集団健診は受診日当日に配布。個別健診は結果とともに送付します。



◀ 田原本町公式キャラクター「タワラモン」

自分たちの町は自分たちで守る

田原本町消防団の役員を紹介します

防災課安全防災係 ☎ 34-2059



6つの分団で組織されている田原本町消防団は、「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、火災や災害発生時に出勤し、日ごろから防災啓発活動を行っています。4月1日現在の役員は右記のとおりです。

消防団役員の紹介

| | |
|-------|--------|
| 団長 | 今西和夫さん |
| 副団長 | 吉岡文和さん |
| 副団長 | 鎌田 貢さん |
| 第1分団長 | 森田孝浩さん |
| 第2分団長 | 澤井 実さん |
| 第3分団長 | 松井宏友さん |
| 第5分団長 | 森島孝之さん |
| 第6分団長 | 増田克巳さん |
| 第7分団長 | 吉岡邦彦さん |

耐震化支援対象となる住宅の条件

| 支援制度 | 住宅の種類、工法 | 建築年 | 床面積 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|
| 1 木造住宅の無料耐震診断 | 町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1) | 昭和56年5月31日以前の着工 | 延べ床面積250㎡以下、2階建て以下 |
| 2 住宅精密耐震診断費補助 | 町内にある一戸建て住宅(非木造住宅も対象) | 建築年間わす | 床面積の制限なし |
| 3 木造住宅の耐震改修工事費補助(注2) | 町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1) | 昭和56年5月31日以前の着工 | 床面積の制限なし |

注1 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年5月31日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。
注2 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満のものに限ります。

詳しくは、観光・まちづくり推進課にお問い合わせください。



6月25日(月)から受付開始 住宅の耐震化を支援します

観光・まちづくり推進課 ☎ 34・2085

1 木造住宅の無料耐震診断

町では住宅の耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施し、耐震改修工事に対して工事費の一部を補助します。また、住宅の精密耐震診断に対しても費用の一部を補助します。

対象となる住宅 表参照
対象者 対象となる住宅の所有者など

診断内容 奈良県木造住宅耐震診断員を派遣して診断を実施します。

診断後、診断員が診断結果などを申請者に報告・説明します。

費用 無料

募集件数 15件(申込順)

※定員になり次第、締め切ります。

募集期間

6月25日(月)～平成31年1月18日(金)

申込方法 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて

観光・まちづくり推進課へお申し込みください。

2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅 表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震診断費の3分の2の額(1000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は6万6000円

募集件数 3件(申込順)

※定員になり次第、締め切ります。

募集期間 6月25日(月)～9月28日(金)

※ただし、平成31年3月15日(金)まで

に診断を終え、書類手続きを完了

すること。

申込方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添

えて観光・まちづくり推進課へお申

し込みください。

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅 表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

対象となる条件 50万円以上の耐震改修工事で、耐震診断結果が1・0

未満と診断された住宅を1・0以上とする耐震改修工事、または0・7

未満と診断された住宅を0・7以上とする耐震改修工事

補助金の額 耐震改修工事費の23割の額(1000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は50万円、補助金の額が20万円未満のときは20万円

募集件数 8件(応募多数の場合は抽選で決定します)

募集期間 6月25日(月)～7月4日(水)

※ただし、平成31年3月15日(金)まで

に工事を終え、書類手続きを完了

すること。

※受付期間終了後においても、応募

が募集件数を満たしていない場合は申し込みができます。観光・ま

ちづくり推進課にお問い合わせく

ださい。

抽選日時 7月6日(金)午前10時

申込方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添

えて観光・まちづくり推進課へお申

し込みください。



行政情報

暮らし・環境

保険・年金

健康・福祉

子育て・教育

催し・講座

就職・募集

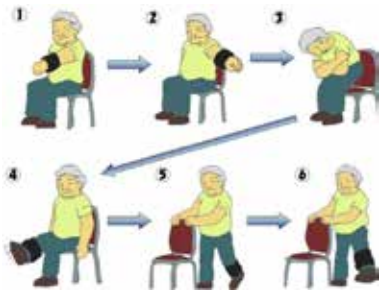
お知らせ

体験会に参加しませんか

いきいき百歳体操を体験してみませんか？

町地域包括支援センター ☎ 34-2104

いきいき百歳体操とは、高齢期に弱りやすい筋肉を鍛えることができる約30分間の体操プログラムです。DVDを見ながら椅子に座ってできるゆっくりとした運動なので、体力に自信がない人でも行うことができます。体験会を開催しますので興味のある人はお誘いあわせのうえ、この機会にぜひご参加ください。



日時 **6月20日(水)** 午前10時30分～11時30分 (受付=午前10時～)

場所 町民ホール

持ち物 水分補給用の飲み物、タオル

申込方法 町地域包括支援センターに電話もしくは来訪。(当日受付も可) ※動きやすい服装でお越しください。

自然の中で過ごしてみませんか

小学生宿泊体験学習

生涯教育課 (青垣生涯学習センター内) ☎ 32-6193

町子ども会連絡協議会のシニアリーダーの指導のもと、大自然の中で野外炊飯やキャンプファイヤー、ハイキングなどを体験します。

日程 **8月21日(火)～22日(水)**

場所 国立曽爾青少年自然の家

対象 町内在住の小学5・6年生

定員 80人 (申込多数の場合は抽選。抽選結果は7月19日(木)ごろに発送します)

費用 1,500円

申込方法 7月8日(日) (必着) までに往復ハガキで次の事項を記入し申込先へ。

▶往信の裏面…郵便番号・住所・氏名 (児童名)・学校名・学年・電話番号

▶返信の表面…郵便番号・住所・氏名 (児童名)

※8月5日(日)午前9時30分から説明会を開催します。

申込先 田原本町教育委員会事務局生涯教育課「小学生宿泊体験学習」係 ☎ 636-0247 田原本町阪手233-1 (田原本青垣生涯学習センター内)

近居・同居を目的とした

住宅の購入やリフォームを支援します

観光・まちづくり推進課 ☎ 34-2085

平成29年4月以降に住宅を取得したものまたは住宅をリフォームしたものに對し、助成金を交付します。

●ファミリー定住支援住宅取得助成金

対象 1年以上町外に住む世帯で、新たに町内で住宅を購入し、親世帯と同居あるいは近居する世帯

●ファミリー定住支援リフォーム

対象 1年以上町外に住む世帯で、既に町内にある住宅をリフォームし、親世帯と同居あるいは近居する世帯

●Uターン者定住支援リフォーム

対象 3年以上町外に住む人で町内にある本人または親名義の住宅をリフォームし、定住する人

申請受付期間 平成31年3月29日(金)まで (町内に転入した日から6ヵ月以内に申請が必要)

補助金 限度額20万円

募集件数 計5件 (先着順)

要件や申請に必要な書類など詳細については、観光・まちづくり推進課にお問い合わせください。

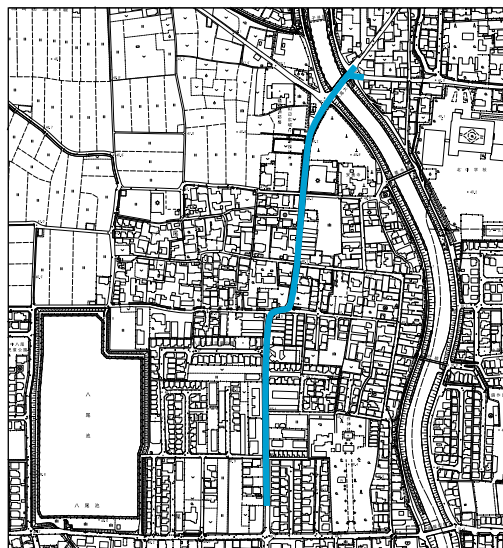
安心・安全な水道水の安定供給のため

水道工事にご協力を

水道課水道整備係 ☎ 32-2967

町では、安心・安全な水道水の安定供給を行うため、老朽管更新工事に取り組んでいます。この度、大規模な工事を行うため、工事区間と予定期間をお知らせします。

工事期間中は、付近住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



| 場所 | 期間 |
|------|-------------|
| 八尾地内 | 平成31年2月8日まで |